

3月

定例会報告

ここで討論！

審議の経過と結果

〈条 例〉

児童激励金支給条例等廃止を否決 富士見財産区予算は訂正可決

3月定例会は、9日から19日の11日間の日程で開催されました。

今定例会では、富士見町の素晴らしい水環境をみんなでもり育てる条例の他、第4次富士見町総合計画・前期基本計画の変更についてなど13案件、平成21年度一般会計及び特別会計補正予算、並びに平成22年度一般会計及び特別会計予算17議案を審議しました。



富士見町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例等を廃止する条例は賛成少数で否決、平成22年度富士見町富士見財産区特別会計予算は一部訂正で全員一致可決、その他の議案については原案どおり可決しました。

○富士見町の素晴らしい水環境をみんなでもり育てる条例

富士見町の水環境をまもり育てるため、町民、事業者、行政の行うべきことを明確にし、すべての町民の協働による、水環境の自主的な保全への取り組みと、人と自然が共生し心が癒される富士見町の環境を、つくり引き継ぐことを目的として制定するものです。

質問： 具体的にどのようなように進めるのか。

答弁： 条例づくりに係わっていただいた31名のワークシヨップの皆さんに地区のリーダーとしてやっていただきます。

質問： 行政が行う具体策は。

答弁： 水路河川をきれいにしていくことは町の予算で、ごみ拾い等はボランティアでお願いしたいと思います。

意見： 上流域住民と下流域住民の連携が必要ではないか。

〈全員一致で可決〉

○富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国の法改正により、市町村民税の所得算定が変わります。また、賦課限度額が3万円上り

50万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額が1万円上り13万円になる等が主な内容です。

質問： 保険料への影響は。

答弁： 限度額が上がることは中間層にも影響が出ます。限度額に達する人はそう多くはありません。

〈賛成多数で可決〉

○富士見町営住宅条例の一部を改正する条例

町営住宅に暴力団組員が入居できないよう、また入居後に暴力団組員と判明した場合は明け渡し請求ができるよう、条項を追加するものです。

質問： 条項追加の理由は。

答弁： 暴力団組員の入居により近隣住民に迷惑をかけ訴訟になった例があり、各地で条例整備が進んでいます。富士見町でも住民の安心・平穏な生活を守るために、条例の整備を行います。

質問： 暴力団組員の認定及び退去方法は。

答弁： 認定は警察が行います。退去方法はこれから警察と協議します。

〈全員一致で可決〉

○富士見町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例等を廃止する条例

国の子ども手当創設に伴い、富士見町ひとり親世帯等の児童激励金支給条例（ひとり親世帯等について、義務教育終了まで年額1万5千円を支給）及び富士見町児童手当条例（第3子以降に義務教育終了まで年額2万円を支給）の両